



自立支援医療費（育成医療）の給付

※ 本事業は平成25年4月1日より市町村へ権限が移譲され、市町村が実施主体となります。

3月末までに治療を受ける場合はお早めに福島県の保健福祉事務所に申請してください。

4月1日以降に治療を開始する場合は、お住まいの市町村に申請してください。

福島県に住所を有する（郡山市といわき市を除く）、18歳未満のお子さんで、身体に障がいがあり、現在の状態をそのままにすると将来的に身体に障がいを残すと認められる場合で、手術など外科的な治療により、確実な治療の効果が期待できる際に必要な医療費の一部を公費負担する制度です。なお、課税状況により自己負担額があり、住民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の方は対象外※となります。医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定された育成医療機関です。指定外の医療機関での治療は対象となりません。

※特定の障がいや、高額療養費の支給が多数あった場合（「重度かつ継続」）、対象となりますので、内容については住所地の管轄の保健福祉事務所へお問い合わせください。

1 給付対象となる疾患

大きく区分すると、以下のような障がいのあるお子さんが対象となります。なかには、先天性に限る場合や、一定の治療では認められないものなどもありますので、詳しくはお問い合わせください。

- (1) 視覚障がいによるもの
- (2) 聴覚、平衡機能障がいによるもの
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障がいによるもの
- (6) 先天性の内臓の機能の障がいによるもの（(5)に掲げるものを除く。）
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの

2 自己負担額

自己負担額は原則医療費の1割負担となりますが、世帯の収入に応じて自己負担の上限額が決められており、「かかった医療費の1割」と「月の自己負担額の上限まで」の金額のうち低い方の金額を、医療機関の窓口でお支払いただくようになります。

3 承認された場合の有効期間

原則として3か月以内ですが、特定の疾患については最長1年以内となります。

4 申請手続き

住所地の管轄の保健福祉事務所の窓口申請していただきます。
事前申請ですので治療開始前に申請をしてください。

〈必要書類〉

- ①自立支援医療（育成医療）支給認定申請書
- ②自立支援医療（育成医療）意見書
（指定医療機関において、育成医療を主として担当する医師に記載してもらいます）
- ③受診者及び受診者と同一の世帯（同じ保険に加入している人）に属するもの
の名前が記載された健康保険証の写し
- ④所得の状況等が確認できる資料

※①②の書類は各保健福祉事務所の窓口でお渡しします。

5 支給の認定について

治療内容、所得判定等により対象となる場合、「受給者証」及び「自己負担上限額管理票」を発行します。

自立支援医療費（育成医療）については、下記までお問い合わせください。

保健福祉事務所（保健所） 担当窓口	管轄する地域	電話番号
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	024-534-4155
県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	須賀川市、田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡	0248-75-7810
県南保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	白河市、西白河郡、東白川郡	0248-22-5647
会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、 河沼郡、大沼郡	0242-29-5278
南会津保健福祉事務所 保健福祉課	南会津郡	0241-63-0305
相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	相馬市、南相馬市、相馬郡、 双葉郡	0244-26-1134
郡山市 こども課	郡山市	024-924-2525
いわき市保健所 地域保健課	いわき市	0246-27-8597